

★取引相場のない株式の相続税評価方法の見直しについて

相続税や贈与税申告の際に適用する取引相場のない株式の評価方法について、近年、評価額圧縮スキームなどにより課税の公平性が保てないとして、本年4月から8月までの間に計5回の有識者会議が開催され、評価の見直しの検討が進められています。

今回は、8月20日開催の第5回有識者会議で国税庁が評価方法案を提示したので、その内容と評価額への影響についてご案内します。（塚越康仁）

◎現行の評価方法と問題点

非上場株式の相続税評価方法には、会社の純資産規模や従業員数等に応じて大会社・中会社・小会社に分類して評価方法を適用する原則的評価方式と、年配当金額から株式を評価する特例的評価方式があります。

現行の 評価方式	原則的評価方式		特例的評価方式
	類似業種比準方式	純資産価額方式	配当還元方式
具体的な 評価方法	類似業種の1株たり株価、配当金額、利益金額、純資産価額に比準して評価	評価額者の資産・負債を相続税評価額（時価）で再評価	1株当たりの年配当金額を10%で還元して評価
適用対象	大会社（中・小会社も純資産価額方式と加重平均して適用）	大・中・小会社	（少数株主のみ適用可）
問題点	- 無配の会社が多く、配当金額を比準要素とする計算方法は適切に機能していない恐れがある - 評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向がある →純資産価額方式との乖離が生じ、節税スキームの温床となり得る	- 継続企業の評価にあたり、解散・清算を前提とした時価純資産価額で評価している - 土地の評価に膨大な資料収集が必要となり、算定作業に過度な負担がかかる	配当を裁量的に決定できるため、評価額の操作が可能になってしまう

※評価会社が「特定の評価会社」に該当する場合は、上記によらず別途評価方法が定められています。

◎国税庁の評価方法見直し案（第5回有識者会議提示内容）

国税庁は原則的評価方式について、従来とは全く異なる評価案を提示しました。

	原則的評価方式	特例的評価方式
国税庁の 評価方法案	- 会社の規模別の区分を廃止し、広範の企業を共通の評価方式で評価することを検討 - 類似業種比準方式の廃止を検討 - 時価ではなく簿価純資産をベースとし、5年分の超過収益（マイナスも含む）を加味して評価額を算出する方法を検討（残余利益方式） - 純資産価額方式を「特定の評価会社」の評価方式として位置付けることを検討	配当還元方式は納税者の利便性から廃止は難しいため、例外措置として適用範囲等の見直しを検討
上記案が 採用された 場合の影響	- 規模の大きな企業は、評価方式間の乖離の影響がなくなるため、評価額が上がる可能性がある - 収益力の高い中小企業は、簿価純資産を評価のベースとすることで不動産等の含み益が評価額に影響を及ぼさなくなり、評価額が下がる可能性がある - 会社規模等や利益等の恣意的な操作による評価額圧縮スキームへの対応が可能となる - 簿価純資産と当期純利益のみで株価の計算が可能となり、評価が簡便になる	

◎まとめ

今回の評価方法の見直しは、検討事項の調整を経て令和9年度の税制改正大綱に盛り込まれ、令和10年1月以降の相続・贈与からの適用を目指すとしています。非上場会社の株主にとって、この見直しは相続税・贈与税の税額に大きな影響を与えるため、引き続き今後の有識者会議の議論の内容を注視する必要があります。